

## 出荷制限等指示（国）、出荷自粛等要請（福島県）の状況

### ○2025 年度

《2026 年 3 月 18 日 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、会津坂下町、下郷町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯舘村において採取される「野生のキノコ類（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマイタケに限る。）」について、国から [出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2026 年 3 月 18 日 南相馬市、いわき市及び棚倉町において採取された「野生のキノコ類（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマイタケに限る。）」について、国から [摂取制限解除の指示](#)がありました。》

《2025 年 10 月 3 日 福島県内において捕獲された「ニホンジカ」について、国から [出荷制限の指示の変更](#)がありました。》

《2025 年 10 月 3 日 福島県内において捕獲された「ニホンジカ」について、国から [出荷制限の指示](#)がありました。》

《2025 年 9 月 25 日 相馬市において産出された「しいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものに限る。）」について、国から [出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2025 年 9 月 25 日 南相馬市、いわき市及び棚倉町において採取された「野生のキノコ類（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクリタケに限る。）」について、国から [摂取制限解除の指示](#)がありました。》

《2025 年 9 月 25 日 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯舘村、柳津町、三島町及び会津美里町において採取される「野生のキノコ類（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクリタケに限る。）」について、国から [出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2025年4月25日 川俣町において産出された「ふきのとう(野生のものに限る。)」について、国から出荷制限解除の指示がありました。》

《2025年4月25日 川内村において産出された「うど(野生のものに限る。)」について、国から出荷制限解除の指示がありました。》

○2024年度

《2025年3月31日 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯館村(平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。))において産出される「令和7年産の米(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)」について、国から出荷制限の指示がありました。》

《2024年10月18日 福島県沖で漁獲された「くろそい」について、国から出荷制限解除の指示がありました。》

《2024年6月4日 福島市において産出された「ねまがりたけ(野生のものに限る。)」について、出荷の自粛を要請しました。》

○2023 年度

《2024 年 3 月 28 日 桑折町において産出されたふき（野生のものに限る。）について、国から出荷制限解除の指示がありました。》

《2023 年 3 月 30 日 富岡町（平成 30 年 3 月 9 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成 24 年 11 月 30 日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成 29 年 11 月 10 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、双葉町（平成 25 年 5 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域（平成 29 年 9 月 15 日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成 29 年 12 月 22 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成 30 年 5 月 11 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯館村（平成 30 年 4 月 20 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出される「令和 6 年産の米（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。）」について、国から出荷制限の指示がありました。》

《2024 年 3 月 14 日 富岡町（平成 30 年 3 月 9 日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成 29 年 11 月 10 日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、双葉町（平成 29 年 9 月 15 日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、浪江町（平成 29 年 12 月 22 日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成 30 年 5 月 11 日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯館村（平成 30 年 4 月 20 日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）において飼育される「牛（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛に限る）」について県外への移動及びと畜場への出荷制限解除の指示がありました。》

《2024 年 2 月 15 日 田村市で産出された「くさそてつ」について、国から出荷制限解除の指示がありました。》

《2023 年 11 月 28 日 南相馬市、いわき市、棚倉町で採取される「野生のキノコ類（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、ムキタケに限る）」について、国から摂取制限解除の指示がありました。》

《2023 年 11 月 28 日 福島市、二本松市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯館村で採取される

「野生のキノコ類（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、ムキタケに限る）」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2023年11月28日 会津若松市、下郷町で採取される「野生のキノコ類（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケに限る）」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2023年11月28日 西会津町、会津美里町、昭和村で採取される「野生のキノコ類（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナラタケに限る）」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2023年8月8日 只見町において採取される「マツタケ」について、[出荷制限解除の指示](#)がありました。

《2023年5月23日 浪江町（平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出された「トウガラシ」について、[収穫自粛要請を取り下げ](#)ました。

《2023年5月23日 富岡町（平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、浪江町（平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出された「非結球性葉菜類」、「結球性葉菜類」及び「アブラナ科の花蕾類」について、国から[摂取制限及び出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2023年5月23日 富岡町（平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、浪江町（平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出された「カブ」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2023年4月27日 下郷町において採取される「野生のキノコ類（ムキタケに限る。）」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

○2022 年度

《2023 年 3 月 30 日 須賀川市において産出された「うわばみそう（野生のものに限る。）」について、[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2023 年 3 月 30 日 富岡町（平成 30 年 3 月 9 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成 24 年 11 月 30 日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成 29 年 11 月 10 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、双葉町（平成 25 年 5 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域（平成 29 年 9 月 15 日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成 29 年 12 月 22 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成 30 年 5 月 11 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯館村（平成 30 年 4 月 20 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出される「令和 5 年産の米（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。）」について、国から[出荷制限の指示](#)がありました。》

《2023 年 1 月 26 日 鮫川村において産出された「もみじがさ（しどけ）（野生のものに限る。）」について、[出荷自粛要請を解除](#)しました。》

《2022 年 9 月 28 日 福島県内の阿武隈川（支流を含む。）において採捕された「うなぎ」、秋元湖、小野川湖並びに檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）並びに長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）において採捕された「こい（養殖により生産されたものを除く。）」、秋元湖及び秋元湖に流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点からの上流の部分に限る。）並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕された「ふな（養殖により生産されたものを除く。）」、猪苗代湖及び猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし、酸川（支流を含む。）及び酸川との合流点から上流の長瀬川（支流を含む。）を除く。）並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流（支流を含む。）において採捕された「やまめ（養殖により生産されたものを除く。）」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2022 年 9 月 15 日 天栄村において産出された「フキ（野生のものに限る。）」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2022 年 9 月 15 日 福島市において産出された「クサソテツ（こごみ）（栽培のものに限る。）」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2022 年 6 月 7 日 猪苗代町において採取される「ねまがりたけ（野生のものに限る。）」について、[出荷自粛要請の一部を解除](#)しました。》

《2022 年 4 月 26 日 双葉町（平成 29 年 9 月 15 日付け認定された特定復興再生拠点に限る。）、葛尾村（平成 30 年 5 月 11 日付け認定された特定復興再生拠点

に限る。)において産出された「非結球性葉菜類」、「結球性葉菜類」及び「アブラナ科の花蕾類」について、国から[摂取制限及び出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2022年4月26日 双葉町（平成29年9月15日付け認定された特定復興再生拠点に限る。）、葛尾村（平成30年5月11日付け認定された特定復興再生拠点に限る。）において産出された「カブ」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

○2021 年度

《2022 年 3 月 30 日 福島市において産出された「ゆず」について、[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2022 年 3 月 30 日 富岡町（平成 30 年 3 月 9 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成 24 年 11 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域（平成 29 年 11 月 10 日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成 25 年 5 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域（平成 29 年 9 月 15 日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成 29 年 12 月 22 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成 30 年 5 月 11 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯舘村（平成 30 年 4 月 20 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出される「令和 4 年産の米（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。）」について、国から[出荷制限の指示](#)がありました。》

《2022 年 3 月 24 日 郡山市において産出された「おおびぎぼうし（うるい）（野生のものに限る。）」について、[出荷自粛要請を取り下げ](#)ました。》

《2022 年 3 月 10 日 南相馬市（旧原町市の区域に限る。）において産出された「ギンナン」について、[収穫自粛要請を取り下げ](#)ました。》

《2022 年 2 月 9 日 川俣町において産出された「クリ」について、[収穫自粛要請を取り下げ](#)ました。》

《2022 年 2 月 8 日 福島県沖で漁獲された「くろそい」について、国から[出荷制限の指示](#)がありました。》

《2021 年 12 月 1 日 福島県沖で漁獲された「くろそい」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2021 年 9 月 29 日 昭和村において採取される「野生のキノコ類（クリタケ及びナメコに限る。）」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2021 年 9 月 29 日 西会津町において採取される「野生のキノコ類（クリタケに限る。）」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2021 年 9 月 10 日 南相馬市、いわき市及び棚倉町において採取される「野生のキノコ類（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケに限る。）」について、国から[摂取制限解除の指示](#)がありました。》

《2021 年 9 月 10 日 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埜町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、

双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯舘村、会津若松市、西会津町、会津美里町、只見町、柳津町、三島町及び昭和村において採取される「野生のキノコ類（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケに限る。）」について、国から [出荷制限解除の指示](#) がありました。》

《2021年9月10日 二本松市及び大玉村において産出された「くさそてつ（栽培のものに限る。）」について、国から [出荷制限解除の指示](#) がありました。》

《2021年8月24日 会津若松市において採取される「野生のキノコ類（クリタケに限る。）」について、国から [出荷制限解除の指示](#) がありました。》

《2021年8月24日 伊達市及び南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く。）において産出される「クリ」について、国から [出荷制限解除の指示](#) がありました。》

《2021年7月29日 浪江町内の植物を蜜源として生産された「はちみつ（百花蜜に限る。）」について、[出荷の自粛](#) を要請しました。》

《2021年4月19日 福島県沖で漁獲された「くろそい」について、国から [出荷制限の指示](#) がありました。》

《2021年4月9日 古殿町において産出された「くさそてつ」について、国から [出荷制限解除の指示](#) がありました。》

○2020 年度

《2021 年 3 月 26 日 双葉町（平成 25 年 5 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く。）において産出された「非結球性葉菜類」、「結球性葉菜類」及び「アブラナ科の花蕾類」について、国から[摂取制限及び出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2021 年 3 月 26 日 双葉町（平成 25 年 5 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く。）において産出された「カブ」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2021 年 3 月 26 日 大熊町（平成 24 年 11 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域（平成 29 年 11 月 10 日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成 25 年 5 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域（平成 29 年 9 月 15 日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）及び葛尾村（平成 30 年 5 月 11 日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）で産出された「令和 3 年産の米（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。）」について、国から[出荷制限の指示](#)がありました。》

《2020 年 12 月 21 日 小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）において採捕された「いわな（養殖により生産されたものを除く。）」、「うぐい」、「ふな（養殖により生産されたものを除く。）」及び「やまめ（養殖により生産されたものを除く。）」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2020 年 9 月 17 日 会津若松市において採取された「野生のキノコ類（ムキタケに限る。）」及び会津美里町において採取された「野生のキノコ類（ナメコに限る。）」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2020 年 4 月 24 日 喜多方市において産出された「わらび（野生のものに限る。）」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

○2019 年度

《2020 年 3 月 23 日 大熊町（平成 24 年 1 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域（令和 2 年 3 月 5 日に立入規制が緩和された区域を除く。）を除く区域に限る。）及び双葉町（平成 25 年 5 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）で産出された「令和 2 年産の米（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。）」について、国から **出荷制限の指示**がありました。》

《2020 年 3 月 10 日 伊達市で産出された「わらび（栽培のものに限る。）」について、国から **出荷制限解除の指示**がありました。》

《2020 年 2 月 25 日 福島県沖で漁獲された「こもんかすべ」、福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。）で採捕された「いわな（養殖により生産されたものを除く。）」、秋元湖及びこれに流入する河川（支流を含む。）並びに長瀬川（支流を含む。ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。）で採捕された「うぐい」について、国から **出荷制限解除の指示**がありました。》

《2020 年 2 月 13 日 南相馬市（福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内の区域及び旧計画的避難区域（平成 24 年 3 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定）を合わせた区域から帰還困難区域を除く区域に限る。）で産出された「うめ」について、国から **出荷制限解除の指示**がありました。》

《2020 年 2 月 13 日 南相馬市（平成 24 年 3 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）で産出された「キウイフルーツ」について、国から **出荷制限指示の修正**がありました。》

《2019 年 12 月 3 日 福島県沖で漁獲された「びのすがい」、福島県内の阿武隈川（支流を含む。）で採捕された「うぐい」並びに阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）で採捕された「こい（養殖により生産されたものを除く。）」及び「ふな（養殖により生産されたものを除く。）」について、国から **出荷制限解除の指示**がありました。》

《2019 年 9 月 26 日 南相馬市（帰宅困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内の区域並びに平成 24 年 3 月 30 日付け指示による居住制限区域及び避難指示解除準備区域）において産出された「ビワ」について、**出荷自粛要請を取り下げ**ました。》

《2019 年 9 月 5 日 西会津町において採取された「野生のキノコ類（マイタケに限る。）」、只見町で採取された「野生のキノコ類（ナラタケ及びブナハリタケに限る。）」、柳津町において採取された「野生のキノコ類（マイタケに限る。）」、三島町において採取された「野生のキノコ類（マイタケに限る。）」並びに昭和村において採取された「野生のキノコ類（ムキタケ及びマイタケに限る。）」について、国から **出荷制限解除の指示**がありました。》

《2019年8月28日 福島県沖で漁獲された「かさご」、「さくらます」及び「むらそい」、福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）で採捕された「あゆ（養殖により生産されたものを除く。）」並びに福島県内の阿武隈川（支流を含む。）で採捕された「こい（養殖により生産されたものを除く。）」について、国から [出荷制限解除の指示](#) がありました。》

○2018年度

《2019年3月27日 福島県（帰還困難区域を除く。）において飼養されている牛について、**県外への移動の制限（12月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷制限の解除の指示**がありました。》

《2019年3月22日 大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出される「平成31年産米（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。）」について、国から**出荷制限の指示**がありました。》

《2019年3月14日 福島県沖で漁獲された「うみたなご」、「くろだい」及び「ぬまがれい」並びに秋元湖及びこれに流入する河川（支流を含む）並びに長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）で採捕された「いわな（養殖により生産されたものを除く。）」及び「やまめ（養殖により生産されたものを除く。）」について、国から**出荷制限解除の指示**がありました。》

《2019年2月27日 田村市において産出された「ふきのとう（野生のものに限る。）」について、国から**出荷制限解除の指示**がありました。》

《2019年2月7日 福島県沖で漁獲された「コモンカスベ」について、国から**出荷制限の指示**がありました。》

《2018年12月13日 南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに旧計画的避難区域のうち、平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く地域。）において産出された「キウイフルーツ」について、国から**出荷制限解除の指示**がありました。》

《2018年12月6日 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く。）において産出された「ユズ」について、国から**出荷制限解除の指示**がありました。》

《2018年12月5日 いわき市において産出された「クリ（この生産者に限る。）」について、**出荷自粛要請を取り下げ**ました。》

《2018年5月2日 北塩原村において産出された「たらのめ（野生のものに限る。）」について、国から**出荷制限の指示**がありました。》

《2018年4月26日 北塩原村において産出された「たらのめ（野生のものに限る。）」について、**出荷の自粛を要請**しました。》

《2018年4月25日 福島県沖で漁獲された「キツネメバル」、「シロメバル」及び「スズキ」について、国から**出荷制限解除の指示**がありました。》

○2017 年度

《2018 年 3 月 29 日 西会津町において採取された「野生のキノコ類（ムキタケに限る。）」並びに只見町で産出された「野生のキノコ類（ナメコ、ムキタケ、クリタケ及びマイタケに限る。）」について、国から [出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2018 年 3 月 23 日 川俣町（平成 25 年 8 月 7 日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、富岡町（平成 25 年 3 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成 24 年 1 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成 25 年 5 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び浪江町（平成 25 年 3 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）で産出された「平成 30 年産米（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。）」について、国から [出荷制限の指示](#)がありました。》

《2018 年 3 月 16 日 川俣町（山木屋の区域）、富岡町（帰還困難区域を除く。）、浪江町（帰還困難区域を除く。）及び飯舘村（帰還困難区域を除く。）において産出される「原乳」について、国から [出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2018 年 3 月 6 日 伊達市において産出された「わさび（栽培のものに限る。）（県の定める管理計画に基づき管理されるものに限る。）」について、国から [出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2018 年 2 月 13 日 伊達市において産出された「あけび（栽培のものに限る。）」について、[出荷自粛要請を取り下げ](#)ました。》

《2018 年 2 月 5 日 南相馬市（帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内の区域並びに平成 24 年 4 月 16 日から居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定された区域に限る。）において産出された「カキ（柿）」について、[出荷自粛要請を取り下げ](#)ました。》

《2017 年 9 月 22 日 いわき市において産出された「クリ（この生産者に限る。）」について、[出荷の自粛を要請](#)しました。》

《2017 年 9 月 11 日 会津美里町において産出された「くさそてつ（こごみ）（野生のものに限る。）」及びいわき市において産出された「わらび（栽培のものに限る。）」について、国から [出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2017 年 6 月 21 日 福島県沖で漁獲された「ウスメバル」について、国から [出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2017 年 5 月 12 日 鮫川村で産出された「もみじがさ（しどけ）（野生のものに限る。）」について、[出荷の自粛を要請](#)しました。》

《2017年4月27日 福島県沖で漁獲された「いかなご（稚魚を除く。）」、猪苗代湖及びこれに流入する河川（支流を含む。ただし、酸川及びその支流並びに酸川との合流点から上流の長瀬川を除く。）並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流（支流を含む。）で採捕された「うぐい」について、[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2017年4月24日 西会津町において採取された「野生のキノコ（ナメコに限る。）」及び会津美里町において採取された「野生のキノコ（ムキタケに限る。）」について、[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

○2016 年度

《2017 年 3 月 24 日 南相馬市（平成 24 年 3 月 30 日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成 25 年 8 月 7 日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、富岡町（平成 25 年 3 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成 24 年 11 月 30 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成 25 年 5 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成 25 年 3 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成 26 年 9 月 12 日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成 25 年 3 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）並びに飯舘村（平成 24 年 6 月 15 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）で産出された「平成 29 年産米（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。）」について、国から **出荷制限の指示** がありました。》

《2017 年 3 月 14 日 富岡町（帰還困難区域を除く区域）、大熊町（帰還困難区域を除く区域）、浪江町（帰還困難区域を除く区域）及び飯舘村（帰還困難区域を除く区域）で産出された「カブ」について、国から **出荷制限解除の指示** がありました。》

《2017 年 3 月 14 日 富岡町（帰還困難区域を除く区域）、大熊町（帰還困難区域を除く区域）、浪江町（帰還困難区域を除く区域）及び飯舘村（帰還困難区域を除く区域）で産出された「非結球性葉菜類」、「結球性葉菜類」及び「アブラナ科花蕾類」について、国から **摂取制限及び出荷制限解除の指示** がありました。》

《2017 年 2 月 1 日 伊達市で産出された「ユズ」について、国から **出荷制限解除の指示** がありました。》

《2017 年 1 月 17 日 福島県沖で漁獲された「イシガレイ」、「クロウシノシタ」及び「クロソイ」について、国から **出荷制限解除の指示** がありました。》

《2016 年 12 月 26 日 田村市（原発から半径 20km 圏内の区域）、南相馬市（帰還困難区域を除く区域）、楡葉町（原発から半径 20km 圏内の区域）、川内村（原発から半径 20km 圏内の区域）及び葛尾村（帰還困難区域を除く区域）で産出された「原乳」について、国から **出荷制限解除の指示** がありました。》

《2016 年 12 月 1 日 浪江町（平成 25 年 3 月 7 日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域）で産出された「トウガラシ」について、**収穫自粛要請を取り下げ**ました。》

《2016 年 12 月 1 日 広野町で産出された「ユズ」及び「クリ」について、**収穫自粛要請を取り下げ**ました。》

《2016 年 11 月 14 日 福島県沖で漁獲された「ババガレイ」について、国から **出荷制限解除の指示** がありました。》

《2016年8月25日 福島市旧松川町で産出された「ウコギ」について、[収穫自粛要請を取り下げ](#)ました。》

《2016年8月24日 福島県沖で漁獲された「アイナメ」、「アカシタビラメ」、「エゾイソアイナメ」、「コモンカスベ」及び「マコガレイ」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2016年7月15日 本県沖で漁獲された「サブロウ」、「ナガヅカ」、「ホシガレイ」、「マゴチ」及び「マツカワ」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2016年6月24日 福島市で産出された「わらび」について、国から[出荷制限の指示の変更](#)がありました。》

《2016年6月9日 福島県沖で漁獲された「ヒラメ」及び「マアナゴ」について、国から[出荷制限解除の指示](#)がありました。》

《2016年5月6日 只見町で産出された「こしあぶら（野生のものに限る。）」について、国から[出荷制限の指示](#)がありました。》

《2016年5月2日 只見町で産出された「こしあぶら（野生のものに限る。）」について、[出荷の自粛を要請](#)しました。》

《2016年4月28日 西会津町で産出された「こしあぶら（野生のものに限る。）」について、国から[出荷制限の指示](#)がありました。》

《2016年4月27日 西会津町で産出された「こしあぶら（野生のものに限る。）」について、[出荷の自粛を要請](#)しました。》